

長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱

平成 20 年 3 月 25 日 告示第 3 号

平成 22 年 7 月 13 日 告示第 6 号

令和 7 年 7 月 7 日 告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 長崎県後期高齢者医療広域連合長は、後期高齢者医療制度の円滑な運営等に関し、関係者から広く意見を求めるため、長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、これに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保険料及び医療給付に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、次の各号に掲げる委員により、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 名
- (2) 保険医または保険薬剤師等を代表する委員 3 名
- (3) 公益を代表する委員 3 名

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は懇話会を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が主宰する。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 懇話会の委員の任期は、3年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、長崎県後期高齢者医療広域連合総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月13日告示第6号）

この告示は、平成22年7月16日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 7 日告示第 6 号）

この要綱は、告示の日から施行する。